

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
の一部の施行期日を定める政令案参照条文

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平
成十四年十二月十三日法律第百五十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 七 （略）

八 第六十六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第一項、第三条から第八条まで、

第十一条、第十二条及び第十四条の改正規定 この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内
において政令で定める日

九 十一 （略）